第２回定例委員会会議録

委　員　長　)　日程第１　開会宣言

委　員　長　)　日程第２　会議成立の宣言

委　員　長　)　日程第３　会議録署名委員の指名（福岡委員）

委　員　長　)　それでは、日程第４の審議に入ります。第２号議案「平成２５年度芦屋市心身障害児適正就学指導委員会委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

学校教育課主幹)　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長　)　説明が終わりました。芦屋市心身障害児適正就学指導委員会の委員の御提案でしたが、何か御質問はございますでしょうか。

小石委員)　障がいの内訳はわかりますか。

学校教育課主幹)　昨年度は小学校に関しましては、知的学級５名、自閉・情緒学級４名、合計９名でございます。

中学校に関しましては、知的学級が４名、自閉・情緒学級が２名、肢体不自由児学級が１名、そして新設の弱視学級が１名でございます。

委　員　長　)　よろしいでしょうか。

小石委員)　はい。そうすると、この弱視の方や肢体不自由の方も全部地域の学校に入っているのですね。

学校教育課主幹)　地域の学校に入っております。あと、特別支援学校に措置の子供につきましては、全員が県立の芦屋特別支援学校に行っております。

委　員　長 ）　ほかはいかがでしょうか。

小 石 委 員 ）　障がいによって違いがあるとは思いますが、教員の配置についてはどうなっていますか。

学校教育課主幹)　各学級それぞれに担任が、知的学級であれば知的学級の担任が１名つきます。

小 石 委 員 ）　それぞれ御専門の方が、ということではなく･･･。

学校教育課主幹)　本市の場合には、多くが通常学級を担任している教員が特別支援学級を担任するということで、継続して専門性を高めていくということで力をつけているところですが、質の向上については課題の１つでもあるかと思っております。

委　員　長 ）　ほかはいかがでしょうか。

私のほうから質問させていただきますが、１２月に報告をいただいたときに、特別支援学級の中学校の数が７人だったように思うのですが、２人転入されたということですよね。

学校教育課主幹)　４月１日段階と５月１日段階で２名の転入がありました。

委　員　長 ）　それが特別支援学級に入るという判断は、この委員会の判断ではないのでしょうか。どこが判断されたのでしょうか。

学校教育課主幹)　委員会の任期が６月１日までということもあり、転入児童・生徒の場合には委員長に確認をいたしまして、審議をお願いしております。

委　員　長 ）　わかりました。

それから今年度の特別教育支援員については何名配置になっていますか。その内訳も教えてください。

学校教育課主幹)　まず特別支援教育の支援員に関してですが、支援員は昨年度同様の５名でございます。小学校の介助員に関しましては、

今年度は９名、昨年度から３名増員しております。

中学校の介助員に関しましては６名で、昨年同様の数でございます。

それから、幼稚園に関しましては加配教員が６名、支援員が４名、昨年度の比較で行きますと加配教員は１名増員をしております。支援員は１名減っております。全体の数字、１０名は変わっておりません。

以上でございます。

委　員　長）　ありがとうございました。あとはよろしいでしょうか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第２号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成)〉

委　員　長）　次に、第３号議案「平成２５年度芦屋市教育研究部会研究員の委嘱について」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

打出教育文化センター所長)　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長）　説明が終わりました。質疑はございませんか。

木 村 委 員）　ここで研究して、それを取りまとめた成果というのは具体的にどのように活用されているか、どのように現場にフィードバックされているのかということを聞かせてください。

打出教育文化センター所長)　一例をあげますと、特別支援教育部会において、昨年度は子供たちが直接使えるような教具の開発を研究いたしました。

その成果を各学校に持ち帰って、ほかの教員にも紹介したり、各学校において授業の中で使ったりしているところでございます。

木村委員）　そういう意味もあるので、それぞれの部会に各学校から１人ずつ入るというような形になっているということですか。

打出教育文化センター所長）　はい。

木村委員）　その成果物というか、そういう研究の結果というのは、ずっと蓄積をされていって誰でも見られるような感じになっているのですか。

打出教育文化センター所長）　年度末に行っている報告会の中で紹介していますが、今後の課題として、打出教育文化センターの中に展示をするなどして、ほかの教員にも周知できるように考えてまいります。

木村委員）　そうですね。あと学校の中でも、何かそういうものを図書館にでも置いて、先生方も見られるような形にしておいたら、いろいろ授業の研究をするのに役に立つと思います。それをずっと積み重ねていくと、ものすごく大きな資産になりますから、そのあたりを工夫していただいたらいいかなと思います。

小石委員）　この人たちをリーダーにしたような研修みたいなことはされるのですか。

打出教育文化センター所長）　主にこの会は、打出教育文化センターの会議室を会場といたしまして、６回から１０回、その研究員が集まって、そこに講師を招き、継続して研修を行っています。

小石委員）　いわば、この人たちが研修を受けているという感じですね。

打出教育文化センター所長）　はい。

浅井委員）　５つ目の「健やかな心と体を育む体育・運動遊び部会」に

中学の先生が参加されてない、専門の体育の学科の先生の参加がないのがバランスが悪いかなと思ったのですが。

打出教育文化センター所長)　昨年度は中学校教諭が１名入っていたのですが、今年は希望がありませんでした。さらに周知に努めていきたいと思っています。

浅井委員)　はい、お願いします。

委員長)　近年、やはり若手の先生が特に増えていますので、その辺の研修が非常に重要になってくるのではないかなと思うのですが、たしか構成メンバーは２年目以降の先生で、新任の方は入っておられないのでしたね。

打出教育文化センター所長)　はい、そうでございます。

委員長)　うまく中でベテランの先生がリードして、若手を引っ張っていくような仕組みができると良いと思っています。成果物も見せていただいて、非常に毎年丁寧に研究していただいているという印象を受けまして、特に幼稚園の先生方が入っている特別支援教育部会と、それから体育のところにつきましては、校種間交流ができるのがとっても良いと思います。

特に、体力のところでは、幼稚園の公開保育に回数多く行っておられるので、これは大変評価できると思っています。できたら、ほかのところも、内容的に幼稚園というのは難しいのかもしれませんけれども、例えば上から４番目の授業づくり、授業づくりではなくて、幼稚園だと保育の指導になると思うのですが、その辺で何か幼稚園とリンクさせて、校種間交流の取組ができないかと思いました。

あとはどんどん公開授業を活用していただいて、中で講師の

先生を呼んで研究をされているところも大事だと思いますが、このメンバーだけではなくて、全体に何か発信ができるような形での授業研究も取り入れられたら、いろいろな方に見ていただける機会が増えるのかなとも思いました。

でも、毎年たくさんの、５０名近い先生方がこうして研究されているというのは本当にすばらしいことだと思います。ぜひこれを活用していただいて、研修の輪を広げていただきたいと思います。

打出教育文化センター所長）　ありがとうございます。

浅井委員）　メンバーは毎年入れ替わるわけですね。

打出教育文化センター所長）　毎年募集しますので、入れ替わるものもいますが継続する者もおります。

浅井委員）　それは希望によってということですね。

打出教育文化センター所長）　はい、そうです。

浅井委員）　わかりました。

委員長）　よろしいでしょうか。

では、質疑が無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

〈第３号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成)〉

委員長）　次に、第４号議案「芦屋市指定管理者選定委員会（芦屋市谷崎潤一郎記念館及び芦屋市立美術博物館）委員の委嘱につい

て」を議題といたします。提案説明をお願いいたします。

生涯学習課長）　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長　）　説明が終わりました。質疑はございませんか。

小　石　委　員　）　これは何か評価基準のようなものはあるのでしょうか。

生涯学習課長）　今、小石委員がおっしゃっている基準というのは、選定委員会の委員のことではなくて、選定基準のことでしょうか。

小　石　委　員　）　はい。選定委員会で、どのように基準が審議されるのかということなのですが。

生涯学習課長）　まず、公募の場合ですが、選定委員会は通常３回程度行われるというのが標準で、まず第１回に指定管理者の募集に当たってのその募集要項であるとか、それから業務の仕様書を事務局のほうから委員にこういう内容で指定管理者を募集したいと思いますということで御提案します。これで行きましょうということになりましたら、約１カ月ぐらいですけれども、広報とかホームページなどで募集をお知らせします。２回目は、応募状況や審査方法等について審議していただき、業者から自分のところで指定管理をする場合は、事業は仕様書に沿った内容ではあるけれども、このような内容でやりますとか、こういったことに力を入れてやりますとかということでいろいろ御提案をいただきますので、その内容について３回目として、どこが指定管理者としてふさわしいかというのを審議していただきます。

基準は選定委員会の中で決め、それにのっとってその提案された内容がどうかということを審議していただいて、どこがふさわしいかということで指定管理の候補者を決めていただくということになります。最終は市議会に諮って、承認していただ

いたら、そこに決定するということになります。

木村委員）　美術博物館は５年前でしたか。

生涯学習課長）　３年前です。

木村委員）　美博が３年前で、谷崎が５年前。それはずっと同じ業者が５年間、３年間続いているということですか。

生涯学習課長）　そうです。指定管理期間というのがございまして、美博の場合は現在３年間でやっておりまして、谷崎潤一郎記念館のほうは５年間でやっております。指定管理者による運営という意味で実績ができたということもございまして、美術博物館のほうも次は５年間で考えておりますので、今回、両館とも終了期間を迎えますので、同時に選定委員会を行います。

木村委員）　いろいろな業者が応募をされてきて、プレゼンというか、こんな企画をやります、という提案をされると思うのですが、そういうものは５年分示されるのですか。それとも、どういう形で提案をされるのでしょうか。

生涯学習課長）　大まかなものにはなりますけれども、一応５年間だったら５年間ということで大まかなものは示していただいて、ただ、ポイントといいますか、どういうところに力を入れるというようなことであるとか、あと５年のうちの直近の１年だったらもう少し細かいものを提示いただくことになります。提案いただくのは、やっぱり骨子ということに最初はなるかと思うんですけれども、基本的なポイントをお聞きすることにはなります。

木村委員）　美術博物館の例でみると、企画によって、人の入りは随分違ってきますね。この間やっていた江戸時代の浮世絵の青を取り上げたものはすごくおもしろかった、ああいうのをずっとや

ったらいいなと私は思います。やはり企画によって美術博物館が生きるか、生きないかというのはかなり変わってくるので、そこをしっかりとこの委員の方には見ていただきたいなと思います。

前回のそれぞれの応募の際には、複数の業者のほうから応募があったのか、そのあたりはどうですか。

生涯学習課長）　美術博物館が３年前でしたけれども、そのとき、委員の皆様がごたごたがあったとおっしゃっているように複数ございました。最終、今のところに落ちついたということにはなります。谷崎記念館のほうも公募でしたけれども、今のところのほかに１者の応募がありました。

木村委員）　このあたりは、理念的には複数の応募があったほうがいい、つまり継続、継続でずっと形骸化してしまうよりは、ある程度、競争して頑張ってもらったほうがいいですよね。

浅井委員）　美博にしろ、谷崎にしろ、例えば武庫川女子大学とよみうり文化センターのように複数の指定管理者で管理をしていってるという現状ですね。

生涯学習課長）　はい、そうです。

浅井委員）　それは、どういう理由でそういうふうに２者というふうになるんでしょうか。

生涯学習課長）　谷崎のほうは武庫川女子大と読売新聞と、よみうり文化センター、中央公論新社の４者ということになっておりますし、美術博物館もＮＰＯのＡＭＭと、それから小学館集英社プロダクションと、それからグローバルコミュニティーという管理を専門にされている会社、３者になります。個人はだめですけれ

ども、１者でも構いません。ただ、業務が特に美術博物館とか谷崎潤一郎記念館になりますと管理だけではなく、事業をしなければいけないとか、それは専門性の高いものであったりするので、多分民間の業者も管理をする部門として、管理会社とそういう事業をするところと、というように協力してという形に、必然的にといいますか、なっているのかなというところです。全てを１者でできるということであればそれはそれでも構わないということにはなっています。

浅井委員）　その事業の計画と、ある意味、建物の管理というような分け方ということですか。

生涯学習課長）　そうですね。指定管理自体は全て統合的にということですので、指定管理者の候補を選ぶときも、管理だったら割と管理料が安いところに決めるというようなことになりますけれども、そうではなくて、芦屋の美術博物館としてどういうふさわしい運営ができるかというような総合的な、建物とか施設の管理だけではなくて事業の内容とかそういう総合的な判断を重視されて選ぶということになっております。

小石委員）　非常によくわかりました。その事業者が１年間活動した実績とか評価みたいな形の報告は何かあるのですか。

生涯学習課長）　今の指定管理者についてですか。実績といいますか、指定管理制度の中にはそういう報告の義務とかもございますので、年間を通しての報告もございますし、四半期ごとの報告というのもございます。

社会教育部長）　またの機会に、これまでの事業者の実績であるとか、そういうものをまたお示しできる機会があると思います。

委　員　長）　この委員の名簿のところで上の３名は平成２４年7月１５日からということで、もうこれは承認が済んでるという認識でよろしかったですか。

生涯学習課長）　はい。先ほど根拠法令のところでございましたように、２種類の委員から構成されているということで、この３名の委員は、指定管理というのは、美博・谷崎に限らず、市の関係でほかにもございますので、そのほかの指定管理のときも入られるということになります。お二方はそれぞれの施設に関しての専門的な知識などを有する方ということで、所管が選ぶというか、推薦して、最終的に承認、委嘱させていただく形になります。ですから、この３名の委員は現在もう既に市長名で委嘱をされている、任期中ということになっております。

委　員　長）　わかりました。そうすると選定期間が２６年7月１４日を越えることはないということですね。２４年度以内に決定するから、そこは問題がないということですね。

社会教育部長）　一応この指定管理の所管につきましては、市全体で、市長部局の行政経営課というところがしておりまして、そこが一括して行います。今、御提案させていただいておりますのは、２つの事業でございますけれども、そのほか、合わせて本市では、今年度は１１の指定管理者の選定がございます。そのほかにも今年度選定替えでないものもございますので、行政経営課のほうが、この３名の方につきましては専門員として既にこれまでから指名をされておられて、どの指定管理のときにもこの方たちが入られるということになっております。所管につきましては、それぞれの時期を、終結を迎えます事業のところにつきま

しては、２名の委員のみを専門的に自分たちの課で選ぶということになっております。

委　員　長）　はい、わかりました。

１つお願いですが、前回３年前ですね、いろいろあったということは私も記憶に新しいところですが、前回は僅差で１位のところに承認を出して市議会に提案して否決されたということがございましたけれども、その選定の仕方については、僅差になったときはどうするのかとか、その辺をもう少し今回選定するときには話し合った上で選定に入っていただきたいなと思っております。結果だけではなくて、あらかじめこういう選定基準、そして選定方法、そして認定につきましてもお示しいただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、質疑が無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈第４号議案採決。結果、承認（出席委員全員賛成)〉

委　員　長）　続いて、日程第５、専決報告第３号「芦屋市社会教育委員の委嘱又は任命について」を議題といたします。提案説明をお願いします。

生涯学習課長）　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長）　説明が終わりました。専決報告事項ということですけれど

も、質疑はございませんか。

８名のうち７名替わられて、随分フレッシュな感じの社会教育委員になるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。信岡さんも樋口さんも随分長い期間やってくださっていましたので、世代交代ということですね。

木 村 委 員） 芦屋ＮＰＯセンターのところだけ、出身団体が変わっていますが、あとはみんな出身団体は同じのようですね。ここだけ変わられた理由というのは何かありますか。

生涯学習課長） 前任の樋口さんにつきましては、出身団体といいますか、民間のカルチャーセンターの所長でいらして、社会教育に長く携わっていらっしゃるということもございまして、ずっと委員になっていただいてたというところがございますので、次、新たに入っていただくのは、この方もＮＰＯセンターでボランティアコーディネーターをしていただいていまして、芦屋市のほうでもここに芦屋ＮＰＯセンターということがございますように、いろんな会議の講師等もされておりまして、社会教育活動に深くかかわっていらっしゃる方なのでお願いした次第でございます。

委 員 長） よろしいですか。では、また今年度も、ぜひ教育委員との懇談を設定していただけたらありがたいと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第３号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委　員　長　）　次に、専決報告第４号「芦屋市放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱又は任命について」の提案説明を求めます。

生涯学習課長）　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長　）　説明が終わりました。質疑はございませんか。

１１名が１２名になったという、もうこれは専決事項ですので、もう活動なさっているということでしょうか。まだこれからでしょうか。

生涯学習課長）　実際の会議はこれからになります。

委　員　長　）　年間どのぐらい会合があるんですか。

生涯学習課長）　放課後子どもプランは、各学期１回を基本にしておりまして、年３回しております。

委　員　長　）　よろしいでしょうか。この委員については私、異論がないですけれども、昨年度議論になっておりました放課後子どもプランの一旦下校せずに校庭開放に出られるという件はどうなりましたでしょうか。

生涯学習課長）　朝日ヶ丘小学校と岩園小学校で一旦帰らずに実施するということで、朝日ヶ丘小学校の開始がことしの４月１７日からで、岩園小学校が５月１日からということで、帰らずに参加できるというシステムで始めております。ただ、実際のところは、朝日ヶ丘も岩園もそうなんですけれども、祝日はやりませんので、連休があったり、あと学期初めですので、家庭訪問で早く帰ってしまったりというのがありまして、余り回数はできていません。ただ、朝日ヶ丘小学校で、１回目実施したときには２７名

の参加があったということで、岩園小学校は、１回目のときは家庭訪問で、２回目は５月８日に帰らずにということで確認ができたんですけれども、このときは高学年がまだ授業が終わってない時点で１６名の参加があったので最終的には２０名を超えたかなという参加人数であったという状況です。また、これは１学期間をやってみて、御報告なりをさせていただきたいと思います。

委　員　長）　ありがとうございます。そうすると今までよりは、１回ですけれども、人数は多いということですね。

生涯学習課長）　はい。

委　員　長）　よかったです。それは今後この放課後子どもプランで、ほかの学校に広げるかどうかという検討もされるんでしょうか。

生涯学習課長）　そうですね。特に山手小学校が同じような、帰ったら来にくいという条件と、あと保護者のアンケートでも帰らずに参加できるなら参加させたいというような意見が多かったところになりますので、２校の状況を見てということで昨年なっておりましたので、検討していくということになるかと思います。

委　員　長）　安全面について前にも申し上げたと思いますが、できるだけ学校の負担にならないようにということで、あくまで家庭が最終責任者であるということを周知する必要があるのではないかと思います。

他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。本案は承認されました。

〈専決報告第４号採決。結果、承認（出席委員全員賛成)〉

委　員　長）　次に、専決報告第５号「芦屋市立公民館運営審議会委員の委嘱又は任命について」の提案説明を求めます。

公民館長）　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長）　説明が終わりました。質疑はございませんか。

浅井委員）　今回市民公募の方が２名入られたということで、これはどのような形で。広報とかで募集をされるんでしょうか。

公民館長）　公民館運営審議会の委員についての市民公募は初めてでございます。今回から市民公募の委員を入れさせていただいております。広報あしや、あとホームページと、あと市役所の窓口、公民館の窓口で市民委員の募集の案内をさせていただいて、応募になった方から選ばせていただいたということです。

浅井委員）　応募はどれぐらいの人数で集まったのですか。

公民館長）　応募のあった人数は４名ありまして、作文を提出していただいて、それを審査させていただいて、委員を選ばせていただいたということです。

浅井委員）　では、その公民館の運営についての御自分の御意見とかを作文に書かれるという、そういうことでしょうか。

公民館長）　はい。公民館運営についての作文を書いていただいて、その中で選定させていただいたということです。

浅井委員）　はい、わかりました。

小石委員）　素朴なことを聞いて申しわけないです。ここで公民館というのは、正確にはどの部分を指しているのかということを教え

ていただきたいのですが。

公民館長）　業平町に市民センターという施設があって、市民センターという施設は市民会館という施設と公民館という施設と老人福祉会館という施設を複合して市民センターと呼んでおります。場所としては、事務所は同じ本館側にあるのですが、別館側を公民館と一般的に呼んでおります。

小石委員）　じゃあ、そのうちの公民館部分の活動ということになるんですか。

公民館長）　はい。場所的に言いましたら、建物的には横にありますので、どこからどこまでというのはなかなか言いにくいんですけども。

小石委員）　もちろん、そこに社会教育主事とかいろんな方がおられて、活動は外でもいろいろされるということですよね。

公民館長）　公民館では、事業として、講座事業や高齢者大学、今、芦屋の場合でしたら芦屋川カレッジというのが公民館の活動でございます。

小石委員）　出前講座とか、そういったようなことは、特に公民館の活動としてはないんですか。

公民館長）　出前講座は生涯学習課がやっております。公民館での活動、講座はおいでいただくというのが多いんですけども、ハイキングや、あと芦屋川を歩いて学んでいこうというようなこともやっております。

小石委員）　その運営委員会というのは、そこでどういうことが主に話題になるんでしょうか。

公民館長）　公民館運営審議会は、大体、年２回開催しております。主

に公民館でやっている講座の今後の予定を事務局側で説明させていただいて、公民館運営審議会のほうで御意見をいただいて承認していただくと。あと、実際にあった講座の報告をさせていただいております。

委　員　長）　よろしいでしょうか。市民公募で市民の方の声が反映できるというのは非常に良いことだと思います。昨年度から業務委託という形をとりまして、その運営ですとか、その辺で非常に魅力的な題名の講座とかも多かったように思いますが、参加人数はその前の年と比べていかがでしょうか。

公民館長）　今まだ数字をつかんでおりませんので。

委　員　長）　でも、結構人気がありましたよね、公民館講座のどれをとっても･･･。特に問題なく運営をされてるということですね。

ほかよろしいですか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第５号採決。結果、承認（出席委員全員賛成)〉

委　員　長）　次に、専決報告第６号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱又は任命について」の提案説明を求めます。

青少年愛護センター長)　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長）　説明が終わりました。質疑はございませんか。

任期は２年になるんですね。

青少年愛護センター長)　はい、２年でございます。

委　員　長）　２年ですね。会議は年、何回開催されてますでしょうか。

青少年愛護センター長）　会議は年２回開催しております。

委　員　長）　会議の中身というのは、どんな内容なんでしょうか。

青少年愛護センター長）　会議の中身はセンターの事業報告なり事業計画なりを事務局のほうから説明させていただいて、あとはセンターの活動の中心が愛護委員の活動ということになりますので愛護委員の状況を説明させていただいて、それぞれの委員の方からいろいろ御意見を伺って、委員の方々の意見交換というふうな形で進めている状況でございます。

委　員　長）　他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第６号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委　員　長）　次に、専決報告第７号「芦屋市立図書館協議会委員の委嘱又は任命について」の提案説明を求めます。

図 書 館 長）　〈議案資料に基づき概略説明〉

委　員　長）　説明が終わりました。質疑はございませんか。

前回と変わったところが１名というところですが、質疑はございますでしょうか。

浅 井 委 員）　あし笛は視覚障害の方のためのリーディングボランティアと認識しておりますが、ムギの会はどういうグループでしょうか。

図書館長）　ムギの会は、絵本の読み聞かせです。

浅井委員）　それから、点字友の会の方も入っておられますが、点字図書はかなりの冊数置いてられるんでしょうか、図書館に。

図書館長）　広報あしや、それを点字で書いているということです。

浅井委員）　広報のみですかね。

図書館長）　はい。

浅井委員）　その吹き込まれた、例えばテープだとかＣＤ、そういうものも本館のほうに置いてられるんでしょうか。

図書館長）　本館に、もちろんあるんですけども、他館、他市のテープ等、今ですとＣＤになるんですけども、それを他館からやりとりして貸し出したりしております。

浅井委員）　他館と言いますのは。

図書館長）　別の市の図書館と相互で協力し合っております。

委員長）　会議は年に何回ですか。

図書館長）　２回です。

委員長）　２回ということですね。最近ではどういった内容が話題になってますでしょうか。

図書館長）　１回目は大体、前年度の事業内容の説明、決算ですとか。それと２回目につきましては、予算、翌年度の事業をどんなことをするかとか、そういったことが主に話しされます。

委員長）　よろしいですか。他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

〈専決報告第７号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）〉

委　員　長　）　　日程第６　閉会宣言